

平成21年5月27日

各位

会社名 富士通フロンテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 海老原 光博
(コード番号 6945 東証第2部)
問合せ先 経営企画室長 上宇都 清蔵
TEL (042) 377-2544

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成21年6月25日開催予定の当社第94回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 平成21年3月、当社および富士通グループは、POS・セルフチェックアウトシステム・ハンディターミナル・ATM・公営競技向け機器・RFID・手のひら静脈認証装置など、お客様とITをつなぐ重要なプロダクトの開発・製造を、当社グループにフロントテクノロジー事業として集中させ、事業のスピードアップと効率化を図るとともに、新たな販売体制を構築して提案力・営業力を強化していくことを決定いたしました。

これに伴う当社グループにおける事業内容の拡大および多様化に対応するため、定款第2条につきまして事業目的の追加を行うものであります。

- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社定款上不要となりました、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加など所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過するまでこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (3) 以上の変更に伴い条数の変更など、条文の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 通信機器、電子機器およびこれらの部品の開発、製造、販売ならびにこれに関連する工事、設計、請負、保守、運用の受託2. ソフトウェアの開発および販売3. 電気通信事業ならびに情報の処理および提供4. 前各号に付帯または関連するシステムの構築ならびにコンサルティング5. 各種金型の製造および販売6. 前各号に掲げた製品の賃貸 (新 設) <p><u>7. 警備業法に定める警備業</u> <u>8. 貨物利用運送事業法に基づく貨物利用運送事業</u> (新 設) (新 設)</p> <p><u>9. 前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2. (現行どおり)3. (現行どおり)4. (現行どおり)5. (現行どおり)6. (現行どおり)<u>7. 商業施設、集客施設および公共施設の維持、 管理、運営</u><u>8. (現行どおり)</u><u>9. (現行どおり)</u><u>10. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業</u><u>11. 古物の販売、賃貸および保守</u><u>12. (現行どおり)</u>
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> 当社の株式については、株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は100株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。</p>
<p>第10条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利	<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
<p>第11条 (株式取扱規則) 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載(記録を含む。以下同じ)、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条 (株式取扱規則) 株主名簿および新株予約権原簿への記載(記録を含む。以下同じ。)、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

<p>第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 13 条 〵 (条文省略) 第 44 条</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 11 条 (株主名簿管理人) 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条 〵 (現行どおり) 第 43 条</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--

以 上